

令和 8 年 9 月 3 0 日

令和 8 年
第 1 2 回米子市教育委員会定例会議案
【議案第 5 2 号】

米 子 市 教 育 委 員 会

令和 8 年第 1 2 回米子市教育委員会定例会議案

目 次

議案第 5 2 号 史跡尾高城跡保存活用検討委員会委員の委嘱について

議案第 5 2 号

史跡尾高城跡保存活用検討委員会委員の委嘱について

史跡尾高城跡保存活用検討委員会設置要綱（令和 8 年 8 月 2 6 日施行）第 3 条第 2 項の規定により、史跡尾高城跡保存活用検討委員会委員を次のとおり委嘱する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

米子市教育委員会

- 1 委員の任期 令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日まで
- 2 委員の氏名、所属等

区 分	氏 名	所属・役職等	備 考
学識経験のある者	中 井 均	滋賀県立大学人間文化学部名誉教授	城郭研究
	中 原 斉	米子市立山陰歴史館長	地域史
	井 上 玲 美	上淀白鳳の丘展示館学芸員	考古学
	日下部 かさね	学識経験者	考古学
	鷺 見 寛 幸	前大山町教育委員会教育長	植物学
	小 野 祐 輔	鳥取大学工学部教授	土木工学
	山 本 芳 華	京都産業大学文化学部教授	文化観光
	松本 佳代子	米子市観光協会事務局	観光振興
教育委員会が適当と認める者	関 山 公 郎	米子市大高公民館長	地元

史跡尾高城跡保存活用検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 史跡尾高城跡の保存活用に関する方針を定めるために必要な事項を検討するため、史跡尾高城跡保存活用検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 史跡尾高城跡保存活用計画を策定するために必要な事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、史跡尾高城跡の保存活用に関する方針を定めるために必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、教育委員会が招集する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、米子市経済部文化観光局文化振興課において処理する。

(規定外事項)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 26 日から施行する。